

～平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、以下の点にご注意ください～

■均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」

【第6号様式上段部分(抜粋)】

事業種目	兆	十億	百万	千	円
期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (解散日現在の資本金 の額又は出資金の額)				A	
同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの					非中小法人等
期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額				B	
期末現在の資本金等の額				C	

【注意点】

◆次のA～D欄を全て記載してください。
(出資金を有する法人はA・C・Dを記載してください。)

◆BとCを比較して大きい額が均等割の税率区
分の基準となります。
(出資金を有する法人はAとCを比較してください。)

→ 資本金の額(又は出資金の額)

→ 資本金の額及び資本準備金の合算額
(期末のB/Sから転記してください。)

→ D欄の額に、地方税法23条1項4号の5
に規定する加減算を行った金額

【第6号様式下段部分(抜粋)】

還付請求	中間納付額 (76)	兆	十億	百万	千	円
	利子割額 (77)					
	還付を受けようとする 金融機関及び支払方法	銀行 支店 口座番号(普通・当座)				
	法人税の期末現在の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額	兆	十億	百万	D	千円
	法人税の当期の確定税額又は 連結法人税個別帰属支払額					

→ 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額)